

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

奈 監 第 157 号
令和7年3月28日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 森岡 弘之 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

総合政策部 DX推進課
総務部 市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課
福祉部 福祉政策課 障がい福祉課
子ども未来部 子ども政策課 子育て相談課
健康医療部 医療政策課 保健予防課
観光経済部 産業政策課

2 監査期間

令和7年1月17日から同年3月28日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

総合政策部

DX推進課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【意見】

生成AIを活用したBPR研修委託について、委託金額の積算根拠を確認しようとしたところ、受託業者から提出された見積書には摘要欄に「BPR研修一式」としか表記がなく、内訳の記載がなかった。また、当該委託を受注できる業者が1者しかいないとして地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による随意契約を行っており、他者との比較ができなかった。

これらのことから、契約金額の妥当性について判断することができなかった。

委託等を実施する際には、見積内訳等を徴取するなど、金額の妥当性について説明責任を果たされたい。

総務部

市民税課

【指摘】

事業所税の課税手続において、課税標準の算定期間の中途に新設された事業所に対する資産割の課税を、当該新設の日の属する月から行っている事例が散見された。

地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の40第2項第1号に、課税標準の算定期間の中途に新設された事業所に対する課税は、当該新設の日の属する月の翌月から行うことと規定されている。

過徴収となっている事業所税について速やかに返還するとともに、今後、同様の事例が発生しないよう複数人での確認を行うなど体制を改められたい。

【指摘】

納税通知書他の印刷業務について、関係書類を査閲したところ、印刷業者に印刷用データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書及び個人情報消去・廃棄報告書の提出の有無が確認できなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。

資産税課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 3 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

滞納整理課

【意見】

奈良市税外未収債権回収等業務委託において、受託者である弁護士法人が開設した専用口座を用いており、業務完了後に口座閉鎖の報告を受けていた。しかし、所管課は、口座閉鎖時点の預金残高を把握しておらず、回収金等が全額市に入金されたかどうか確認していなかった。

口座閉鎖時点の預金残高を把握し、回収金等が全額市に入金されているか確認されたい。

福祉部

福祉政策課

【指摘】

奈良市住民税非課税世帯支援給付金支給事業業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者に給付金対象者データとして個人情報が入力された USB を渡しているが、契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている個人情報預り証、作業場所に関する報告書等の提出の有無が確認できなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な事務手続を行われたい。

【意見】

補助金交付団体である奈良市民生児童委員協議会連合会（以下「民児連」という。）について、事務局業務を所管課が担っており、いわゆる準公金を取り扱っていた。このことについて、民児連の会則には、事務所を福祉部福祉政策課内に置く旨の記載があったが、所管課の事務分掌には民児連の事務を行う旨の記載がされていなかった。

補助金交付団体の事務を当該補助金所管課が行うことについて、収支決算書の作成等が当該事務に含まれており、補助金交付事務における公正性、透明性が担保されないことが懸念される。

民児連の事務局業務について、外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、公務としての位置付けを明確にするため、所管課の事務分掌に「奈良市民生児童委員協議会連合会の事務局に関すること。」を明記するとともに、補助金交付事務及び準公金の取扱いについて内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

障がい福祉課

【指摘】

附属機関である介護給付費等の支給に関する審査会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていなかった。

当該審査会の委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 30 号）第 3 条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、同条例に基づき適正に支給されたい。

【指摘】

奈良市地域自立支援協議会の委員に対し、旅費が支給されていたが、支払うための根拠の意思決定が行われていなかった。

職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）第 3 条に基づく旅費を支給する場合、同条例第 13 条に基づく協議が必要となることから、決裁を経た上で適正に支給されたい。

【意見】

福祉タクシー助成事業において、利用者へ配付するための福祉タクシー利用券の管理状況を確認したところ、在庫枚数の管理ができていない状況ではなかった。

福祉タクシー利用券を利用する際には、併せて身体障害者手帳等の提示が必要となるものの、現金の代わりとして使用可能であり紛失や盗難のリスクがあるため、印刷枚数と配付枚数を基に在庫枚数が適正かどうかを定期的に確認するなど、

適切な管理を行われたい。

観光経済部

産業政策課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1人の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【複数課にわたる共通意見】

今回の複数の監査対象課において、支出負担行為書の起票日が、予算流用通知書の確定日より前の日付になっている事例が散見された。

支出負担行為は、地方自治法第232条の3の規定により、予算の定めるところに従わなければならないことから、予算流用確定後の日付で行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

今回の複数の監査対象課において、以下のような事例が散見された。

ア 施行起案の決裁権者が支出負担行為の決裁権者を下回っていた事例

イ 概算払の精算に伴う戻入の意思決定起案の決裁権者を戻入額で判断していた事例

ウ 単価契約の予定価格の決定者を単価で判断していた事例

アについて、施行起案の決裁権者は、執行予定額の多寡にかかわらず内容に応じて個別に判断されるものであるため、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）等に個別に規定されているものを除き、客観的に判断できる規定はないものの、少なくとも支出負担行為の決裁権者とする取扱いがなされている。また、単価契約で実施する事業について何う場合の決裁権者は、年間の執行見込額で判断し、複数の契約でまとめて実施する事業について何う場合の決裁権者は、その総額で判断する取扱いがなされている。

イについて、一般的に支出負担行為額が減額となる場合の決裁権者について、減少額で判断するのではなく、当初の支出負担行為額で判断していることから、概算払の精算に伴う戻入の意思決定起案の決裁権者についても同様に、戻入額で判断するのではなく、当初の支出負担行為額で判断する取扱いがなされている。

ウについて、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領（平成23年9月1日施行）第3条に、予定価格の決定者が規定されており、単価契約の場合、1件の見積金額を予算額に読み替えて運用されている。

これらのことは、関連法規に明記されているものではなく、規定の趣旨に鑑みて

運用されているものであるため、より一層留意する必要がある。決裁を受けることの趣旨を踏まえた上で、適正な事務手続を行われたい。